

一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会入会及び退会規程

第1条（目的）

この規程は一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会（以下「本会」という。）の本会の会員（特別会員を除く。以下同じ。）の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会）

本会の会員として入会を希望する者は、別表に掲げる事項を主たる内容とし、別に定める入会申込書及びその他書類を、定款第20条及び21条に定める本会理事会に提出すること。提出された書類は誓約書に基づく本会の入会基準に抵触しないか判断する為の機関に提出することを認める。別に定める入会の手続きに則って入会の手続きを行うこと。

第3条（入会の拒否）

本会は、会員になろうとする者が、次の各号に該当すると認められるときは、入会を拒否することができるものとする。

- （1）別表に定める提出書類に、明らかな虚偽があると認められる場合
- （2）暴力団等反社会的勢力と親交があり、本会の趣旨に反すると認められる場合

第4条（会員名簿及び会員に関する情報の取扱い）

1 第2条に定める手続を経て入会を認められた者は、定款第10条に定める本会の管理する会員名簿に登録する。

2 第2条第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、理事会において別に定める変更届により理事会にすみやかに届け出なければならない。

3 本会は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び公開の範囲について、個人情報保護法に基づき、慎重に取り扱わなければならない。

第5条（退会）

1 会員は、いつでも退会することができる。ただし、別表に掲げる事項を主たる内容とし、退会の30日前までに、理事会において別に定める退会届をもって予告をするものとする。

2 前項の場合において、会員の除名を総会の目的事項とする理事会の決議があった場合は、当該総会において当該目的事項が否決されるまで、当該正会員は任意退会することができない。

3 本条第1項の場合において、会長が相当と認め、会員の除名を理事会の目的事項とする場合は、当該理事会において当該目的事項が否決されるまで、当会員は任意退会することができない。

4 本条第1項及び定款第9条に定める事由により、会員が会員資格を喪失した場合は、当該会員は、会員名簿から削除されるものとし、又、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則この規程は、一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会の設立登記の日（令和1年12月11）から施行する。

別表

入会申込書に記載する事項

個人及び法人・団体名、所在地、代表電話・FAX・Email

代表者氏名

担当連絡者氏名、電話・FAX・Email

事業所名、事業所の住所・電話、事業所の責任者氏名

入会を希望する日

入会に際して必要な書類

履歴事項証明書及び閉鎖事項証明書

定款の写し

代表者の住民票記載事項証明書

誓約書

退会届に記載する事項

個人及び法人・団体名、所在地、代表電話・FAX・Email

代表者氏名

退会の日

退会の理由

その他退会に際して必要な事項